

出席停止について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条に基づき、出席停止の扱いとなります。病名と出席停止の基準は、以下のとおりです。

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
	痘そう 南米出血熱 ペスト	
	マールブルグ病 ラッサ熱	
	急性灰白髄炎 ジフテリア	
	重傷急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）	
	特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	
第二種 ※ 1	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

第三種	コレラ	細菌性赤痢	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	
	パラチフス	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	その他の感染症※ ²	

※¹ 第二種の感染症にかかった者については、上記の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※² 第三種に分類されている「その他の感染症」について

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。

その他の感染症として示した疾患は、一部を例示したものであり、必ず出席停止を行うべきというものではありません。

その他の感染症			
感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症等）			
サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）		カンピロバクター感染症	
マイコプラズマ感染症	インフルエンザ菌感染症	肺炎球菌感染症	
溶連菌感染症	伝染性紅斑	R S ウイルス感染症	E B ウイルス感染症
単純ヘルペスウイルス感染症	帯状疱疹	手足口病	ヘルパンギーナ
A 型肝炎	B 型肝炎	伝染性膿痂疹（とびひ）	伝染性軟属腫（水いぼ）
アタマジラミ症	疥癬（かいせん）	皮膚真菌症	など